

役員等報酬規程

社会福祉法人 金良会

役員等報酬規程

(目的)

第1条 本規程は、社会福祉法人金良会（以下、法人という）の役員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう法人役員等とは、評議員選任委員、評議員、理事、監事、入退所判定外部委員、苦情対策外部委員及び入札立会に参加する評議員、理事をいう。

(報酬の種類)

第3条 報酬とは、法人の常勤役員の勤務報酬及び役員等の出勤報酬をいう。

(役員勤務報酬)

第4条 理事長が常勤である場合は、別表1により報酬を支払う。

2 役員等が会議等に出席した際の報酬は、一日1回として別表2の報酬を支払う。

3 法人の役員等であって、施設職員として給与を得ている者は、本規程の対象としない。

(報酬の計算期間及び支給日)

第5条 報酬は以下の二通りとする。

2 法人の常勤役員の報酬計算期間は、当月1日から月末までとし、翌月10日に支払うものとする。但し、該当する日が休日である場合は繰り上げて支払う。

3 非常勤役員等の勤務報酬は、その都度、当日の勤務後に支払う。

(実費弁償費)

第6条 法人の役員等が会議に出勤したときは、交通費として別表3により実費弁償費を支払う。

但し、乗用車及び交通機関を利用しない場合は支払いをしない。

(改正)

第7条 本規程の改正は、社会福祉法人金良会定款の定めにより、評議員会及び理事会の議決を経なければならない。

(その他)

第8条 この規程の他に必要とする事項は、理事長が先決し後日、理事会へ報告する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

この規程は、平成26年1月1日から施行する。

この規程は、平成28年6月16日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年6月16日から施行する。

[平成29年度の最初に開催される定時評議員会で確認]

別表1

常勤理事長報酬 月額666,600円

別表2

役員等 一日 10,000円

別表3

実費弁償費 一日 3,000円
